

～助成金コラム(第3回)～



「人材開発支援助成金」は
事業所内での人材育成の取り組みを応援する制度です

平素より労働安定行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。今回は事業所内で人材育成に取り組む際に利用できる「人材開発支援助成金」の概要を説明します。

1. 人材開発支援助成金とは？

(1) 概要

- ① 雇用する雇用保険被保険者に対して、
- ② 業務命令により、
- ③ 受講者の職務に関連した訓練を行う場合で、
- ④ 事前に申請した計画に沿って訓練を実施した場合に、
- ⑤ 経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

(2) 手続きの流れ

- ① ステップ1：職業能力開発推進者の選任
- ② ステップ2：事業内職業能力開発計画の作成と周知
- ③ ステップ3：訓練計画の作成と提出（訓練開始の1か月以上前）
- ④ ステップ4：訓練の実施
- ⑤ ステップ5：支給申請（原則訓練修了後2か月以内）

OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練は、訓練計画の提出前に厚生労働大臣の認定が必要になるなど、コースにより上記と異なる場合があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

2. コースについて

人材開発支援助成金には以下のコースがあります。

- (1) 人材育成支援コース（人材育成訓練・認定実習併用職業訓練・有期実習型訓練）
- (2) 教育訓練休暇等付与コース
- (3) 人への投資促進コース
（高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練・定額制訓練・自発的職業能力開発訓練・情報技術分野認定実習併用職業訓練・長期教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務等制度）
- (4) 事業展開等リスクニング支援コース
- (5) 建設労働者認定訓練コース
- (6) 建設労働者技能実習コース

助成対象となる訓練内容かは、業種や受講者の職務と訓練の関連性など様々な要件を審査し個々に判断されます。ご不明なことがある場合は『**あいち雇用助成室**』（052-688-5758）までお問い合わせください。次回のコラムは、どのような訓練を行った場合に助成されるか説明します。